## 佐賀県告示第百十四号

佐 賀 県 ま 5 づ < り 活 動支援 制度 要 綱 平 成 六 年 佐 賀 県 告 示 第 五. 百 七

号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月二十三日

佐賀県知事 古 川

康

七 + 条 条を 第 第 \_ 項 + 中 条とし \_ 第 兀 条第 第 九 二項第二号」 条 を 第十 条 を と 「第 五. 第 条第 八 条 \_ を第・ 項 第 九 二号 条 と す る。 改

め、 同 条を 第 八 条 と 第三条 か 5 第六 条ま で を 条 ず 0 繰 り 下

第二条第三号を次のように改める。

二 一般社団法人又は一般財団法人

第二条 に 次  $\mathcal{O}$ \_ 項 を 加 え 同 条を第三条 とす

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 か か わ 5 ず 团 体 が 次  $\mathcal{O}$ 各 号  $\mathcal{O}$ VI ず n カン 該 当す

は、支援の対象としない。

一暴力団であるとき。

役員等が 次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か に 該当する者で あ るとき。

イ 暴力団員

口 暴力団員 でな < な った 日 か ら五年 -を経過 な 11 者

自 己 自 社若 < は第三者  $\mathcal{O}$ 不正 な 利 益 を 図 る 目的 又は第三者に 損

を与える 目的をも 0 7 暴力 寸 又は暴力団 員を 利用 L 7 1 る者

= ど、 暴力 直 接 寸 的 又 若 は暴力団 は 積極 員に 的 対 に 暴力 7 資金等 寸  $\mathcal{O}$ を提供 維 持 運 営に 協 又は 力 便宜を供 又は 関与 与す る な

いる者

ホ 暴力 寸 又 は 暴力 団 員と社会的に 非 難 さ れ る ベ き関係 を有 L 7 い る

力 寸 又 は 暴力 団 員で あ ることを知 ŋ な が らこれ らを利用 る者

 $\equiv$ 前 号 1 カン 5  $\sim$ までに掲げ る者が、 その 経営に実質的 12 関与 7 VI る者で

あるとき。

第一条の次に次の一条を加える。

(定義)

第二条 この要綱にお 1 て、 次 の各号に掲げる用語の意義は、 それぞれ当該各

号に定めるところによる。

暴力団 暴力団員による不当な行為  $\mathcal{O}$ 防止等 に関す る法律 (平成三年法

律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。

二 役員等 次に掲げるものをいう。

1 法人にあっては、 役員、 支配人、 営業所長その他これらと同等以上の

支配力を有する者

口 法人格を有しない 団体にあっては、 代表者及びこれと同等以上の支配

力を有する者

ハ 個 人にあっては、 その者及び営業所を代表する者

三 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六

号に規定する暴力団員をいう。

附則

この告示は、公布の日から施行する。